

【日常生活自立支援事業】

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、利用者と七飯町社会福祉協議会が契約を締結し、福祉サービスの利用のための援助、日常的な生活費管理、重要な書類の預かりなどの支援をおこない、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより意思決定能力が不十分な方が地域で安心して生活できるようにサポートする福祉サービスです。

●利用できる方

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安を感じている方が対象で、以下のような方が利用できます。

○日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要

- ・本事業は、「契約」に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。判断能力が低下してきて契約能力がない場合は契約はできません。
- ・在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方が対象です。

●サービス内容

○福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- ・利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い

○日常的金銭管理サービス

- ・公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金のお手伝い

○書類などの預かり

- ・定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり

●サービス利用料

○1回1時間程度の利用

- ・利用料金1,200円+生活支援員の交通費

(生活保護を受けている方は公費で補助されるので無料です。)

●利用するには

○七飯町社会福祉協議会にご相談ください。相談は無料です。

- ・ご本人と提供するサービスの内容を話し合い、生活支援計画を立て、契約を結びます。
- ・契約後は、生活支援計画に基づいて、「生活支援員」がサービスを提供します。
- ・ご相談は七飯町社会福祉協議会 ☎ 65-2067まで

